# ○会計機関の事務の一部を処理する代行機関の事務の取扱 いについて(通達)

昭和50年6月17日 海幕経第2711号

改正 昭和52年4月15日 海幕経第1624号

昭和56年4月1日 海幕経第1602号

昭和60年4月6日 海幕経第1577号

昭和63年4月8日 海幕総第1814号

昭和63年12月15日 海幕総第6503号

平成2年7月31日 海幕経第3863号

平成10年12月8日 海幕経第5709号

平成13年1月6日 海幕経第21号

平成13年9月10日 海幕経第5223号

平成18年3月27日 海幕経第1986号

平成18年7月31日 海幕経第4930号

平成19年1月9日 海幕経第102号

平成19年5月18日 海幕経第3359号

### 海上幕僚長から各部隊の長・各機関の長あて

標記について、会計法、予算決算及び会計令等の関係法令に定めるもののほか、下記により実施されたい。

なお、海幕経第4058号(47.8.5)は、廃止する。

記

- 1 この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 「令」とは、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)をいう。
- (2)「債権令」とは、国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号)をいう。
- (3)「会計機関」とは、令第139条の3第1項に規定する会計機関をいう。
- (4)「代行機関」とは、令第139条の3第5項に規定する代行機関をいう。
- (5)「内局等」とは、防衛省設置法(昭和29年法律第164号)第11条に規定する内部部局、 第17条に規定する防衛大学校、第18条に規定する防衛医科大学校、第27条に規定する 統合幕僚監部、陸上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関、第29条に規定する情報本

- 部、第30条に規定する技術研究本部及び第31条に規定する装備本部並びに防衛省組織 令(昭和29年政令第178号)第43条に規定する防衛人事審議会及び第44条に規定する防 衛研究所をいう。
- (6) 「各省各庁」とは、財政法(昭和22年法律第34号)第21条に規定する各省各庁をい う。
- (7)「部隊等の長」とは、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第15条に規定する部隊及び 第24条に規定する機関の長をいう。
- 2 代行機関の官職及びその事務の範囲は、別表のとおりとする。
- 3 部隊等の長は、次の各号の一に該当する場合には、別紙様式による「代行機関設置要求書」を海上幕僚長に提出するものとする。
- (1) 会計機関が、その事務の一部を処理させるため代行機関を設ける必要がある場合
- (2)会計機関が、内局等の職員、他の各省各庁所属の職員又は都道府県の吏員を代行機 関とする必要がある場合
- 4 代行機関は、指定された事務を処理する場合には、決議書に「代行機関専決処理」と表示し、代行機関の決裁欄に決裁印を押印するものとする。
- 5 令第139条の3第6項又は債権令第5条の2第5項の規定に基づき、会計機関が自ら事務を処理した場合には、決議書に「予決令第139条の3第6項前段(又は後段)該当」又は「債権令第5条の2第5項前段(又は後段)該当」と表示するものとする。
- 6 会計機関は、その属する代行機関に次の各号に掲げる事由が生じた場合には、自らその事務を処理しなければならない。
- (1) その官職にある者が、欠けた場合
- (2) その官職にある者が、出張、休暇、欠勤等により、その職務を行うことができないと認められる場合
- (3) その官職にある者が、休職又は停職を命ぜられた場合

- 7 前項の場合の事務処理手続については、第5項を準用する。
- 8 代行機関を命ぜられた者が、その事務の一部を処理している会計機関の代理に指定された場合、代理としての職務を執行する期間は、当該代行機関としての権限を停止するものとする。
- 9 代行機関は、予算執行職員等の責任に関する法律(昭和25年法律第172号)第2条第1 項第12号に規定する補助者を命ずるときは、あらかじめ当該職員及び事務の範囲につい て会計機関の同意を得なければならない。ただし、会計機関が既に命じた補助者を同種 の事務に係る自己の補助者とするときは、この限りでない。
- 10 代行機関は、その職務の執行において、会計機関の所掌に属する事務が処理されなければ当該事務の執行に支障を来たすと認められる場合には、直ちに、会計機関にその旨を報告して、その事務処理を求めなければならない。
- 11 部隊等の長は、代行機関に係る事務処理等について、この通達により難いと認められるものがある場合には、海上幕僚長に申請するものとする。

添付書類:1 別表

2 別紙様式

別表

#### 代行機関

#### (歳入徴収官)

	歳入徴収官	歳入徴収官代	事務の範囲
部隊等	の代行機関	理の代行機関	事務の範囲
海上幕僚監	総務部経理課	総務部経理課	1 海上幕僚監部、海上自衛隊東京業務
部	長	長	隊、海上自衛隊幹部学校、海上自衛隊補
			給本部及び東京音楽隊に係る防衛省主
			管一般会計歳入の徴収に関する事務の

うち、次の各号に掲げる歳入の徴収に関 する事務

- (1)歳入予算科目区分表による(以下省略)(目)防衛省病院収入、自衛隊衛生貸費学生等貸与金償還金、公務員宿舎貸付料、寄宿料、飛行場及航空保安施設使用料収入、延納利子収入、授業料、残飯売払代、労働保険料被保険者負担金、小切手支払未済金収入及び給食費受入
- (2)(目)船舶売払代、土地及水面貸付料、 版権及特許権等収入、受託調査及試験 収入及び不用物品売払代に属するも のにおいて、令第99条第5号から第7 号までの規定に該当する事務で、それ ぞれに定められた金額を超えないも の。
- (3)(目)弁償及違約金、返納金、延滞金 及び雑収に属するものにおいて、令第 99条第5号において定められた金額 を超えないもの。
- 2 上記歳入金に係る債権の管理に関す る事務

総監部 長 する艦艇及び横須賀警備区域内の部隊 等(自衛隊慎須賀病院を含み、他の歳入 徴収官の所字に属するものは除く。)に 係る総理府主管一般会計線入の徴収に 関する事務のうち、次の各号に掲げる歳 入の徴収に関する事務 (1)(目)防衛省病院収入、公務員宿舎貸 付料、寄宿料、飛行場及航空保安施設 使用料収入、延納利子収入、投業料、 残飯売払代、労働保険料被保険者負担 金、小切手支払未済金収入及び給食費 受入 (2)(目)船舶売払代、土地及水面貸付料、 版権及特許権等収入、受託調査及試験 収入及び不用物品売払代に属するものにおいて、令第99条第5号から第7 号までの規定に該当する事務でそれ ぞれに定められた金額を超えないも の。 (3)(目)弁償及違約金、返納金、延滞金 及び雑収に属するものにおいて、令第99条第5号に定められた金額を超え ないもの。	横須賀地方	経理部経理課	1 海上自衛隊横須賀地方総監部に在籍
徴収官の所掌に属するものは除く。)に 係る総理府主管一般会計歳入の徴収に 関する事務のうち、次の各号に掲げる歳 入の徴収に関する事務 (1)(目)防衛省病院収入、公務員宿舎貸 付料、寄宿料、飛行場及航空保安施設 使用料収入、延納利子収入、授業料、 残飯売払代、労働保険料被保険者負担 金、小切手支払未済金収入及び給食費 受入 (2)(目)船舶売払代、土地及水面貸付料、 版権及特許権等収入、受託調査及試験 収入及び不用物品売払代に属するも のにおいて、令第99条第5号から第7 号までの規定に該当する事務でそれ ぞれに定められた金額を超えないも の。 (3)(目)弁償及違約金、返納金、延滞金 及び雑収に属するものにおいて、令第 99条第5号に定められた金額を超え	総監部	長	する艦艇及び横須賀警備区域内の部隊
係る総理府主管一般会計歳入の徴収に 関する事務のうち、次の各号に掲げる歳 入の徴収に関する事務 (1)(目)防衛省病院収入、公務員宿舎貸 付料、寄宿料、飛行場及航空保安施設 使用料収入、延納利予収入、授業料、 残飯売払代、労働保険料被保険者負担 金、小切手支払未済金収入及び給食費 受入 (2)(目)船舶売払代、土地及水面貸付料、 版権及特許権等収入、受託調査及試験 収入及び不用物品売払代に属するも のにおいて、令第99条第5号から第7 号までの規定に該当する事務でそれ ぞれに定められた金額を超えないも の。 (3)(目)弁償及違約金、返納金、延滞金 及び雑収に属するものにおいて、令第 99条第5号に定められた金額を超え			等(自衛隊横須賀病院を含み、他の歳入
関する事務のうち、次の各号に掲げる歳 入の徴収に関する事務 (1)(目)防衛省病院収入、公務員宿舎貸 付料、寄宿料、飛行場及航空保安施設 使用料収入、延納利子収入、授業料、 残飯売払代、労働保険料被保険者負担 金、小切手支払未済金収入及び給食費 受入 (2)(目)船舶売払代、土地及水面貸付料、 版権及特許権等収入、受託調査及試験 収入及び不用物品売払代に属するも のにおいて、令第99条第5号から第7 号までの規定に該当する事務でそれ ぞれに定められた金額を超えないも の。 (3)(目)弁償及違約金、返納金、延滞金 及び雑収に属するものにおいて、令第 99条第5号に定められた金額を超え			徴収官の所掌に属するものは除く。)に
入の徴収に関する事務 (1)(目)防衛省病院収入、公務員宿舎貸付料、寄宿料、飛行場及航空保安施設使用料収入、延納利子収入、授業料、残飯売払代、労働保険料被保険者負担金、小切手支払未済金収入及び給食費受入 (2)(目)船舶売払代、土地及水面貸付料、版権及特許権等収入、受託調査及試験収入及び不用物品売払代に属するものにおいて、令第99条第5号から第7号までの規定に該当する事務でそれぞれに定められた金額を超えないもの。 (3)(目)弁償及違約金、返納金、延滞金及び雑収に属するものにおいて、令第99条第5号に定められた金額を超え			係る総理府主管一般会計歳入の徴収に
(1)(目)防衛省病院収入、公務員宿舎貸付料、寄宿料、飛行場及航空保安施設使用料収入、延納利子収入、授業料、残飯売払代、労働保険料被保険者負担金、小切手支払未済金収入及び給食費受入 (2)(目)船舶売払代、土地及水面貸付料、版権及特許権等収入、受託調査及試験収入及び不用物品売払代に属するものにおいて、令第99条第5号から第7号までの規定に該当する事務でそれぞれに定められた金額を超えないもの。 (3)(目)弁償及違約金、返納金、延滞金及び雑収に属するものにおいて、令第99条第5号に定められた金額を超え			関する事務のうち、次の各号に掲げる歳
付料、寄宿料、飛行場及航空保安施設 使用料収入、延納利子収入、授業料、 残飯売払代、労働保険料被保険者負担 金、小切手支払未済金収入及び給食費 受入 (2)(目)船舶売払代、土地及水面貸付料、 版権及特許権等収入、受託調査及試験 収入及び不用物品売払代に属するも のにおいて、令第99条第5号から第7 号までの規定に該当する事務でそれ ぞれに定められた金額を超えないも の。 (3)(目)弁償及違約金、返納金、延滞金 及び雑収に属するものにおいて、令第 99条第5号に定められた金額を超え			入の徴収に関する事務
使用料収入、延納利子収入、授業料、 残飯売払代、労働保険料被保険者負担 金、小切手支払未済金収入及び給食費 受入 (2)(目)船舶売払代、土地及水面貸付料、 版権及特許権等収入、受託調査及試験 収入及び不用物品売払代に属するも のにおいて、令第99条第5号から第7 号までの規定に該当する事務でそれ ぞれに定められた金額を超えないも の。 (3)(目)弁償及違約金、返納金、延滞金 及び雑収に属するものにおいて、令第 99条第5号に定められた金額を超え			(1)(目)防衛省病院収入、公務員宿舎貸
残飯売払代、労働保険料被保険者負担金、小切手支払未済金収入及び給食費受入 (2)(目)船舶売払代、土地及水面貸付料、版権及特許権等収入、受託調査及試験収入及び不用物品売払代に属するものにおいて、令第99条第5号から第7号までの規定に該当する事務でそれぞれに定められた金額を超えないもの。 (3)(目)弁償及違約金、返納金、延滞金及び雑収に属するものにおいて、令第99条第5号に定められた金額を超え			付料、寄宿料、飛行場及航空保安施設
金、小切手支払未済金収入及び給食費受入 (2)(目)船舶売払代、土地及水面貸付料、版権及特許権等収入、受託調査及試験収入及び不用物品売払代に属するものにおいて、令第99条第5号から第7号までの規定に該当する事務でそれぞれに定められた金額を超えないもの。 (3)(目)弁償及違約金、返納金、延滞金及び雑収に属するものにおいて、令第99条第5号に定められた金額を超え			使用料収入、延納利子収入、授業料、
受入 (2)(目)船舶売払代、土地及水面貸付料、 版権及特許権等収入、受託調査及試験 収入及び不用物品売払代に属するも のにおいて、令第99条第5号から第7 号までの規定に該当する事務でそれ ぞれに定められた金額を超えないも の。 (3)(目)弁償及違約金、返納金、延滞金 及び雑収に属するものにおいて、令第 99条第5号に定められた金額を超え			残飯売払代、労働保険料被保険者負担
(2)(目)船舶売払代、土地及水面貸付料、 版権及特許権等収入、受託調査及試験 収入及び不用物品売払代に属するも のにおいて、令第99条第5号から第7 号までの規定に該当する事務でそれ ぞれに定められた金額を超えないも の。 (3)(目)弁償及違約金、返納金、延滞金 及び雑収に属するものにおいて、令第 99条第5号に定められた金額を超え			金、小切手支払未済金収入及び給食費
版権及特許権等収入、受託調査及試験 収入及び不用物品売払代に属するも のにおいて、令第99条第5号から第7 号までの規定に該当する事務でそれ ぞれに定められた金額を超えないも の。 (3)(目)弁償及違約金、返納金、延滞金 及び雑収に属するものにおいて、令第 99条第5号に定められた金額を超え			受入
収入及び不用物品売払代に属するものにおいて、令第99条第5号から第7号までの規定に該当する事務でそれぞれに定められた金額を超えないもの。 (3)(目)弁償及違約金、返納金、延滞金及び雑収に属するものにおいて、令第99条第5号に定められた金額を超え			(2)(目)船舶売払代、土地及水面貸付料、
のにおいて、令第99条第5号から第7 号までの規定に該当する事務でそれ ぞれに定められた金額を超えないも の。 (3)(目)弁償及違約金、返納金、延滞金 及び雑収に属するものにおいて、令第 99条第5号に定められた金額を超え			版権及特許権等収入、受託調査及試験
号までの規定に該当する事務でそれ ぞれに定められた金額を超えないも の。 (3)(目)弁償及違約金、返納金、延滞金 及び雑収に属するものにおいて、令第 99条第5号に定められた金額を超え			収入及び不用物品売払代に属するも
ぞれに定められた金額を超えないも の。 (3)(目)弁償及違約金、返納金、延滞金 及び雑収に属するものにおいて、令第 99条第5号に定められた金額を超え			のにおいて、令第99条第5号から第7
の。 (3)(目)弁償及違約金、返納金、延滞金 及び雑収に属するものにおいて、令第 99条第5号に定められた金額を超え			号までの規定に該当する事務でそれ
(3)(目)弁償及違約金、返納金、延滞金 及び雑収に属するものにおいて、令第 99条第5号に定められた金額を超え			ぞれに定められた金額を超えないも
及び雑収に属するものにおいて、令第 99条第5号に定められた金額を超え			$\mathcal{O}_{\circ}$
99条第5号に定められた金額を超え			(3)(目)弁償及違約金、返納金、延滞金
			及び雑収に属するものにおいて、令第
ないもの。			99条第5号に定められた金額を超え
			ないもの。

		2 上記歳入金に係る債権の管理に関す
		る事務
各地方総監	経理部経理課	1 海上自衛隊各地方総監部に在籍する
部(横須賀	長	艦艇及び各警備区域内の部隊等(海上幕
を除く。)		僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を
		含む。)に係る総理府主管一般会計歳入
		の徴収に関する事務のうち、次の各号に
		掲げる歳入の徴収に関する事務
		(1)(目)防衛省病院収入、公務員宿舎貸
		付料、寄宿料、飛行場及航空保安施設
		使用料収入、延納利子収入、授業料、
		残飯売払代、労働保険料被保険者負担
		金、小切手支払未済金収入及び給食費
		受入
		(2) (目) 船舶売払代、土地及水面貸付
		料、版権及特許権等収入、受託調査及
		試験収入及び不用品売払代に属する
		ものにおいて、令第99条第5号から第
		7 号までの規定に該当する事務で、
		それぞれに定められた金額を超えな
		いもの。
		(3) (目) 弁償及違約金、返納金、延滞
		金及び雑収に属するものにおいて、令
		第99条第5号に定められた金額を超

	えないもの。
	2 上記歳入金に係る債権の管理に関す
	る事務

### (支出負担行為担当官)

L			1
	支出負担行為	支出負担行為	
部隊等	担当官の代行	担当官代理の	事務の範囲
	機関	代行機関	
海上幕僚監	総務部経理課	総務部経理課	海上幕僚監部に係る防衛省所管一般会
部	長	長	計歳出予算に基づく支出負担行為に関す
			る事務のうち、次の各号に掲げる支出負担
			行為に関する事務
			1 歳出予算科目区分表による(以下省
			略)目の番号02、03、04、05、08及び23
			に属する経費
			2 目の番号06に属する経費のうち、団体
			等を対象とする調査研究の委託謝金及
			び弁護人謝金以外の経費
			3 目の番号07に属する経費のうち、法令
			等に基づいて支出する弔慰金、表彰副賞
			金等に係る経費
			4 目の番号09に属する経費。ただし、令
			第99条第2号から第4号まで及び第7
			号に掲げる契約(第7号にあっては、歳
			出の原因となるものに限る。) で、賃金、

諸税、各種保険料、電気、ガス及び水道 の使用料等、郵便及び電信電話(国際間 の電信電話を含む。)の料金、定期刊行 物の購入並びに締結された単価契約に 基づいて行う契約を除き、それぞれに定 められた金額を超えない契約に限る。 目の番号14診療委託費に係る経費 目の番号15に属する経費。ただし、令 第99条第2号及び第3号に掲げる契約 にあっては、政府機関又は政府関係機関 若しくは公団等との間で行う契約を除 き、それぞれに定められた金額を超えな い契約に限る。 目の番号16国家公務員共済組合負担 金に係る経費

### (分任支出負担行為担当官)

	分任支出負担	分任支出負担	
部隊等	行為担当官の	行為担当官代	事務の範囲
	代行機関	理の代行機関	
各地方総監	経理部契約課		海上自衛隊各地方総監部に係る防衛省
部	長		所管一般会計歳出予算に基づく支出負担
			行為に関する事務のうち、次に掲げる支
			出負担行為に関する事務
			1 賃金、各種保険料及び定期刊行物の

購入に係る契約並びに締結された単価 契約に基づいて行う契約(予定価格に 関することを除く。) 前項に定めるものを除き、令第99条 第2号から第4号まで及び第7号に掲 げる契約(第7号にあっては歳出の原 因となるものに限る。) で、それぞれ に定められた金額を超えない契約(予 定価格に関することを除く。) 経理部原価計 海上自衛隊各地方総監部に係る防衛省 算課長 所管一般会計歳出予算に基づく支出負担 行為に関する事務のうち、次に掲げる支 出負担行為に関する事務 賃金、各種保険料及び定期刊行物の 購入に係る契約の予定価格に関するこ と。 2 前項に定めるものを除き、令第99条 第2号から第4号まで及び第7号に掲 げる契約(第7号にあっては歳出の原 因となるものに限る。) で、それぞれ に定められた金額を超えない契約の予 定価格に関すること。 補給本部 管理部契約課 海上自衛隊補給本部に係る防衛省所管 一般会計歳出予算に基づく支出負担行為 長

に関する事務のうち、次に掲げる支出負 担行為に関する事務 1 賃金、各種保険料及び定期刊行物の 購入に係る契約並びに締結された単価 契約に基づいて行う契約(予定価格に 関することを除く。) 前項に定めるものを除き、令第99条 第2号から第4号まで及び第7号に掲 げる契約(第7号にあっては歳出の原 因となるものに限る。) で、それぞれ に定められた金額を超えない契約(予 定価格に関することを除く。) 海上自衛隊補給本部に係る防衛省所管 管理部原価計 算課長 一般会計歳出予算に基づく支出負担行為 に関する事務のうち、次に掲げる支出負 担行為に関する事務 1 賃金、各種保険料及び定期刊行物の 購入に係る契約の予定価格に関するこ と。 前項に定めるものを除き、令第99条 第2号から第4号まで及び第7号に掲 げる契約(第7号にあっては歳出の原 因となるものに限る。) で、それぞれ に定められた金額を超えない契約の予

		定価格に関すること。
艦船補給処	管理部契約課	海上自衛隊艦船補給処に係る防衛省所
	長	管一般会計歳出予算に基づく支出負担行
		為に関する事務のうち、次に掲げる支出
		負担行為に関する事務
		1 賃金、各種保険料及び定期刊行物の
		購入に係る契約並びに締結された単価
		契約に基づいて行う契約(予定価格に
		関することを除く。)
		2 前項に定めるものを除き、令第99条
		第2号から第4号まで及び第7号に掲
		げる契約(第7号にあっては歳出の原
		因となるものに限る。)で、それぞれ
		に定められた金額を超えない契約(予
		定価格に関することを除く。)
	管理部原価計	海上自衛隊艦船補給処に係る防衛省所
	算課長	管一般会計歳出予算に基づく支出負担行
		為に関する事務のうち、次に掲げる支出
		負担行為に関する事務
		1 賃金、各種保険料及び定期刊行物の
		購入に係る契約の予定価格に関するこ
		と。
		2 前項に定めるものを除き、令第99条
		第2号から第4号まで及び第7号に掲

ı ı	1	
		げる契約(第7号にあっては歳出の原
		因となるものに限る。)で、それぞれ
		に定められた金額を超えない契約の予
		定価格に関すること。
管理部契約課		海上自衛隊航空補給処に係る防衛省所
長		管一般会計歳出予算に基づく支出負担行
		為に関する事務のうち、次に掲げる支出
		負担行為に関する事務
		1 賃金、各種保険料及び定期刊行物の
		購入に係る契約並びに締結された単価
		契約に基づいて行う契約(予定価格に
		関することを除く。)
		2 前項に定めるものを除き、令第99条
		第2号から第4号まで及び第7号に掲
		げる契約(第7号にあっては歳出の原
		因となるものに限る。)で、それぞれ
		に定められた金額を超えない契約(予
		定価格に関することを除く。)
管理部原価計		海上自衛隊航空補給処に係る防衛省所
算課長		管一般会計歳出予算に基づく支出負担行
		為に関する事務のうち、次に掲げる支出
		負担行為に関する事務
		1 賃金、各種保険料及び定期刊行物の
		購入に係る契約の予定価格に関するこ
	<b>管理部原価計</b>	管理部原価計

	と。
	2 前項に定めるものを除き、令第99条
	第2号から第4号まで及び第7号に掲
	げる契約(第7号にあっては歳出の原
	因となるものに限る。)で、それぞれ
	に定められた金額を超えない契約の予
	定価格に関すること。

# (官署支出官)

部隊等	官署支出官の	官署支出官代	<b>す み の </b>
部隊等	代行機関	理の代行機関	事務の範囲
海上幕僚監	総務部経理課	総務部経理課	1 海上幕僚監部に係る防衛省所管一般
部	長	長	会計歳出予算に関する事務のうち、次
			の各号に掲げる事務
			(1)支出負担行為担当官の代行機関が
			支出負担行為するものの確認事務並
			びにこれらに係る支出の決定に関す
			る事務
			(2) 分任支出負担行為担当官の代行機
			関が支出負担行為するものの確認事
			務並びにこれらに係る支出の決定に
			関する事務
			2 上記歳出の金額に戻入する返納金に
			係る債権の管理に関する事務

# (契約担当官)

-late 1724, 6060	契約担当官の	契約担当官代	to the outer III
部隊等	代行機関	理の代行機関	事務の範囲
各地方総監	経理部契約課		海上自衛隊各地方総監部に係る契約に
告[3	長		関する事務のうち、次に掲げる契約に関す
			る事務(予定価格に関することを除く。)
			1 財産の売払又は貸付等の契約のうち、
			令第99条第5号及び第6号の規定に該
			当する事務で、それぞれに定められた金
			額を超えない契約
			2 歳入の原因となる契約のうち、前項に
			定める事務以外の契約で、令第99条第7
			号に定められた金額を超えない契約
			3 目の番号09に属する経費のうち、武器
			修理費、通信維持費、航空機修理費及び
			艦船修理費を除く経費に係る次に掲げ
			る契約
			(1)各種保険料及び定期刊行物の購入に
			係るもの並びに締結された単価契約
			に基づいて行うもの。
			(2)前号に定めるものを除き、令第99条
			第2号から第4号まで及び第7号に
			掲げる契約(第7号にあっては、歳出
			の原因となるものに限る。)で、それ
			ぞれに定められた金額を超えないも

	$\mathcal{O}_{\circ}$
経理部原価計	海上自衛隊各地方総監部に係る契約に
算課長	関する事務のうち、次に掲げる契約に関す
	る事務
	1 財産の売払又は貸付等の契約のうち、
	令第99条第5号及び第6号の規定に該
	当する事務で、それぞれに定められた会
	額を超えない契約の予定価格に関する
	こと。
	2 歳入の原因となる契約のうち、前項に
	定める事務以外の契約で、令第99条第7
	号に定められた金額を超えない契約の
	予定価格に関すること。
	3 目の番号09に属する経費のうち、武器
	修理費、通信維持費、航空機修理費及び
	艦船修理費を除く経費に係る次に掲げ
	る契約の予定価格に関すること。
	(1)各種保険料及び定期刊行物の購入に
	係るもの。
	(2)前号に定めるものを除き、令第99名
	第2号から第4号まで及び第7号に
	掲げる契約(第7号にあっては、歳と
	の原因となるものに限る。)で、それ
	ぞれに定められた金額を超えないも

		$\mathcal{O}_{\circ}$					
補給本部	管理部契約課	海上自衛隊補給本部に係る契約に関す					
	長	る事務のうち、次の各号に掲げる契約に関					
		する事務。ただし、日本国とアメリカ合衆					
		国との間の相互防衛援助協定に基づく有					
		償援助により調達する装備品等及び役務					
		に係る事務を除く。					
		1 財産の売払又は貸付等の契約のうち、					
		令第99条第5号及び第6号の規定に該					
		当する事務で、それぞれに定められた金					
		額を超えない契約(予定価格に関するこ					
		とを除く。)					
		2 歳入の原因となる契約のうち、前項に					
		定める事務以外の契約で、令第99条第7					
		号に定められた金額を超えない契約(予					
		定価格に関することを除く。)					
		3 目の番号09に属する経費のうち、武器					
		修理費、通信維持費、航空機修理費及び					
		艦船修理費を除く経費に係る次に掲げ					
		る契約(予定価に関することを除く。)					
		(1)各種保険料及び定期刊行物の購入に					
		係るもの並びに締結された単価契約					
		に基づいて行うもの。					
		(2)前号に定めるものを除き、令第99条					

11	
	第2号から第4号まで及び第7号に
	掲げる契約(第7号にあっては、歳出
	の原因となるものに限る。)で、それ
	ぞれに定められた金額を超えないも
	の。
管理部原価計	海上自衛隊補給本部に係る契約に関す
算課長	る事務のうち、次の各号に掲げる契約に関
	する事務。ただし、日本国とアメリカ合衆
	国との間の相互防衛援助協定に基づく有
	償援助により調達する装備品等及び役務
	に係る事務を除く。
	1 財産の売払又は貸付等の契約のうち、
	令第99条第5号及び第6号の規定に該
	当する事務で、それぞれに定められた金
	額を超えない契約の予定価格に関する
	こと。
	2 歳入の原因となる契約のうち、前項に
	定める事務以外の契約で、令第99条第7
	号に定められた金額を超えない契約の
	予定価格に関すること。
	3 目の番号09に属する経費のうち、武器
	修理費、通信維持費、航空機修理費及び
	艦船修理費を除く経費に係る次に掲げ
	る契約の予定価格に関すること。
<u> </u>	

		(1)各種保険料及び定期刊行物の購入に
		係るもの。
		(2)前号に定めるものを除き、令第99条
		第2号から第4号まで及び第7号に
		掲げる契約(第7号にあっては、歳出
		の原因となるものに限る。)で、それ
		ぞれに定められた金額を超えないも
		$\mathcal{O}_{\circ}$
艦船補給処	管理部契約課	海上自衛隊艦船補給処に係る契約に関
	長	する事務のうち、次に掲げる契約に関する
		事務(予定価格に関することを除く。)
		1 財産の売払又は貸付等の契約のうち、
		令第99条第5号及び第6号の規定に該
		当する事務で、それぞれに定められた金
		額を超えない契約
		2 歳入の原因となる契約のうち、前項に
		定める事務以外の契約で、令第99条第7
		号に定められた金額を超えない契約
		3 目の番号09に属する経費のうち、武器
		修理費、通信維持費、航空機修理費及び
		艦船修理費を除く経費に係る次に掲げ
		る契約
		(1)各種保険料及び定期刊行物の購入に
		 係るもの並びに締結された単価契約

 11	 
	に基づいて行うもの。
	(2)前号に定めるものを除き、令第99条
	第2号から第4号まで及び第7号に
	掲げる契約(第7号にあっては、歳出
	の原因となるものに限る。)で、それ
	ぞれに定められた金額を超えないも
	$\mathcal{O}_{\circ}$
管理部原価計	海上自衛隊艦船補給処に係る契約に関
算課長	する事務のうち、次に掲げる契約に関する
	事務
	1 財産の売払又は貸付等の契約のうち、
	令第99条第5号及び第6号の規定に該
	当する事務で、それぞれに定められた金
	額を超えない契約の予定価格に関する
	こと。
	2 歳入の原因となる契約のうち、前項に
	定める事務以外の契約で、令第99条第7
	号に定められた金額を超えない契約の
	予定価格に関すること。
	3 目の番号09に属する経費のうち、武器
	修理費、通信維持費、航空機修理費及び
	艦船修理費を除く経費に係る次に掲げ
	る契約の予定価格に関すること。
	(1)各種保険料及び定期刊行物の購入に
	u "

			係るもの。
			(2)前号に定めるものを除き、令第99条
			第2号から第4号まで及び第7号に
			掲げる契約(第7号にあっては、歳出
			の原因となるものに限る。)で、それ
			ぞれに定められた金額を超えないも
			$\mathcal{O}_{\circ}$
航空補給処	管理部契約課		海上自衛隊航空補給処に係る契約に関
	長		する事務のうち、次に掲げる契約に関する
			事務(予定価格に関することを除く。)
			1 財産の売払又は貸付等の契約のうち、
			令第99条第5号及び第6号の規定に該
			当する事務で、それぞれに定められた金
			額を超えない契約
			2 歳入の原因となる契約のうち、前項に
			定める事務以外の契約で、令第99条第7
			号に定められた金額を超えない契約
			3 目の番号09に属する経費のうち、武器
			修理費、通信維持費、航空機修理費及び
			艦船修理費を除く経費に係る次に掲げ
			る契約
			(1)各種保険料及び定期刊行物の購入に
			係るもの並びに締結された単価契約
			に基づいて行うもの。
		<u>IL</u>	

	(2)前号に定めるものを除き、令第99条
	第2号から第4号まで及び第7号に
	掲げる契約(第7号にあっては、歳出
	の原因となるものに限る。)で、それ
	ぞれに定められた金額を超えないも
	$\mathcal{O}_{\circ}$
管理部原価計	海上自衛隊航空補給処に係る契約に関
算課長	する事務のうち、次に掲げる契約に関する
	事務
	1 財産の売払又は貸付等の契約のうち、
	令第99条第5号及び第6号の規定に該
	当する事務で、それぞれに定められた金
	額を超えない契約の予定価格に関する
	こと。
	2 歳入の原因となる契約のうち、前項に
	定める事務以外の契約で、令第99条第7
	号に定められた金額を超えない契約の
	予定価格に関すること。
	3 目の番号09に属する経費のうち、武器
	修理費、通信維持費、航空機修理費及び
	艦船修理費を除く経費に係る次に掲げ
	る契約の予定価格に関すること。
	(1)各種保険料及び定期刊行物の購入に
	係るもの。
<u> </u>	JI

(2) 前号に定めるものを除き、令第99条
第2号から第4号まで及び第7号に
掲げる契約(第7号にあっては、歳出
の原因となるものに限る。)で、それ
ぞれに定められた金額を超えないも
$\mathcal{O}_{\circ}$

発 簡 番 号 年 月 日

## 海上幕僚長殿

部隊等の長の官職名

### 代行機関設置要求書

(代行する会計機関の種類)

主管又は主管名 及び会計名	庁	名					
代行機関の官職 又は氏名	設置又は	期日	自至	年 年	月 月	日日	
当該会計機関に従事する事務職員数及び 機構並びに代行機関の位置及び機構	当該庁における他の会計機関及び代行機 関設置の有無						
	(歳入復 (支出負 (為担当 (支 出 (契約担 (	負担行( 当官 /					
当該会計機関における年間取扱金額及び 件数			円			件	
当該代行機関 " (見込)			円			件	
当該代行機関の事務の範囲	当該会計 行機関名	機関隊	- 関連す	る会計	機関及	び代	
当該代行機関を設置する理由	当該機関はその理	財設置等	等の協議	等が過	産延した	場合	
当該代行機関を設置する理由	当該機関はその理	設置等	穿の協議	等が過	産延した	場合	